

事務連絡
平成21年10月14日

(社) 日本建築構造技術者協会様

国土交通省住宅局建築指導課

建築基準法等に関するヒアリングの実施について

建築基準法、建築士法等の建築関係の法制度について、問題点を洗い出し整理するため、以下の項目を中心に、幅広く御意見聴取をさせて頂きたいと考えております。御協力方よろしくお願い申し上げます。

記

1. ヒアリングの対象項目

(1) 改正建築基準法、改正建築士法に基づく制度について

① 建築確認の厳格化

- ・ 確認申請図書
- ・ 審査期間
- ・ 審査方法 等

② 構造計算適合性判定制度

- ・ 構造計算適合性判定の対象建築物
- ・ 構造関係基準と審査内容
- ・ 大臣認定プログラム 等

③ 構造／設備設計一級建築士

- ・ 構造設計一級建築士による設計への関与義務付け
- ・ 設備設計一級建築士による設計への関与義務付け 等

④ (手続きの簡略化とあわせて) 厳罰化

- ・ 罰則の強化
- ・ 建築士等の処分の強化 等

(2) 建築基準法、建築士法に基づく制度のあり方について

① 建築確認制度のあり方

② 建築基準のあり方

③ 設計、工事監理、施工のあり方

④ 設計者の責任、処分と評価、報酬のあり方

- ⑤建築士等の資格制度のあり方
- ⑥消費者保護と違反・欠陥建築物について
- ⑦厳罰化について 等

2. 留意頂きたい点

- (1) 会員や地方組織からの現場の意見もできるだけ反映して頂くようお願い致します。
- (2) 御意見の内容及び理由を記したものを当日7部お持ち下さい。(後日追加頂くことも可です。)
- (3) ヒアリング時間は1時間程度を予定しています。
- (4) 会場の都合がありますので、出席者は10名以内でお願いします。

3. 開催日時：平成21年11月4日(水)

4. 場所：国土交通省

5. その他：当日出席者を平成21年10月30日(金)までにメールにてご連絡頂きますようお願い致します。

連絡先：国土交通省住宅局建築指導課
深井敦夫・宮本和宏・川田昌樹
TEL:03-5253-8111(ext.39519・39538)
E-mail:kawata-m286@mlit.go.jp

建築基準法等に関する意見 記入様式

JSCA 会員氏名： 水野和男

ヒアリング対象項目	意見
(1) 改正建築基準法、改正建築士法に基づく制度について	
<p>①建築確認の厳格化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認申請図書 ・ 審査期間 ・ 審査方法 等 	<p>基準法に問題があるのではなく、現場（実務）から最も遠い人が制度を運用しているから問題が解決しないのです。</p> <p>つまり、制度を決めているのが建築士の資格すら持っているのか怪しい“官僚”、内容を決めているのが、実験室から出ずに机の上で数値だけを追っている“学者”（ちなみにJSCAの上層部も同じような人がいるようです）だからです</p> <p>審査の厳格化と証して、「重箱の隅」をマニュアル化して、誰でも（建築の知識がまったくないひとでも）できるようにチェックリストに記入しているだけなので、ばかばかしい指摘が多く、期間が延びる最大の原因だと思います</p>
<p>②構造計算適合性判定制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造計算適合性判定の対象建築物 ・ 構造関係基準と審査内容 ・ 大臣認定プログラム 等 	<p>適判員は高度な知識と豊富な経験を持った人が選ばれた“はず”ですが、不整合は別にして、ばかばかしい指摘が多く、建築構造の理論的な（建物全体にたいする）精度はせいぜいプラスマイナス20%程度なのに、柱・梁など部分的な精度になると少数点以下の精度を指摘される・・・とても実務経験がある人だとは思われない。</p> <p>「QandA」というのがあるようですが、“こんなこと自分で判断できるだろ!?”といたくなるような質問が多くあるようです。経験の無い判定員の証拠だと思います</p> <p>さらに悪いことに、掲載された内容が“全国で強要される”ので、どうしてもいい作業が増える一方です</p> <p>QandAに強制力はなく、設計者の判断に任せると明記すべきです</p>
<p>③構造／設備設計一級建築士</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造設計一級建築士による設計への関与義務付け ・ 設備設計一級建築士による設計への関与義務付け 等 	<p>関与すべき範囲が（官僚的で）非常に“分かりづらい”のでフローチャートなどの資料を発行すべきです</p> <p>（すでに、どこかにあったらお知らせください）</p>
<p>④(手続きの簡略化とあわせた)厳罰化</p>	<p>厳罰化に反対はしませんが、罰則を強化した分、権限も強化するべきでしょう。たとえば、構造設計一級建築士が設計したも</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 罰則の強化 ・ 建築士等の処分の強化 等 	<p>のは適判を省略するなど。 官僚・適判員と違って設計者は責任を逃れられない</p>
---	---

(2) 建築基準法、建築士法に基づく制度のあり方について

基準法に問題があるのではなく、現場（実務）から最も遠い人が制度を運用しているから問題が解決しないのです。

つまり、制度を決めているのが建築士の資格すら持っているのか怪しい“官僚”、内容を決めているのが、実験室から出ずに机の上で数値だけを追っている“学者”（コンピュータに頼るなどいいながら、コンピュータでなければ不可能な計算式と解析方法を要求してくる）だからです

もっと底辺で働く、現役の設計者に権限を与える制度になってほしいと思います

※ : 意見の理由については、意見の下に< >として記載して下さい。

※ : 複数枚にわたっても結構です。